

## 答申第 1 号

### 答 申

#### 1 審査会の結論

浜田市長（以下「実施機関」という。）が、平成 23 年 5 月 31 日付け浜田市指令税第 15 号で部分訂正決定を行った本件異議申立ての対象となった公文書に記載された個人情報について、次のように判断する。

当該公文書に記載された個人情報については、事実の誤りがあると認められるので、実施機関は次のとおり訂正すべきである。

訂正前	訂正後
5 月 19 日（水）午前 9 時 30 分頃（勤務中、休暇中かは未確認）	5 月 18 日（火）午後 2 時頃
5 月 24 日午前 9 時頃（勤務中、休暇中かは未確認）以下の部分	削除

#### 2 本件諮問に係る経緯

(1) 訂正請求者は、平成 23 年 5 月 13 日に浜田市個人情報保護条例（平成 17 年浜田市条例第 21 号。以下「条例」という。）第 27 条第 1 項の規定により、実施機関に対し「平成 22 年 5 月 24 日付家屋についての『問合せ及び対応報告書』」（以下「本件公文書」という。）の記述について誤りがあるとして、次の個人情報について訂正請求を行った。

ア 5 月 19 日（水）午前 9 時 30 分頃（勤務中、休暇中かは未確認）の部分

イ 説明で了承済の部分

ウ 5 月 24 日午前 9 時頃（勤務中、休暇中かは未確認）以下の部分

(2) 実施機関は、訂正請求のあった部分 3 件について、訂正請求者の主張を精査し、上記イの部分については訂正し、ア及びウの部分（以下「本件個人情報」という。）については訂正請求に理由がないとして不訂正とする部分訂正決定（以下「本件処分」という。）を行い、訂正請求者に通知した。

(3) 訂正請求者は、本件処分を不服として、平成 23 年 7 月 28 日に行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により実施機関に異議申立てを行った。

- (4) 実施機関は、平成 23 年 8 月 16 日に条例第 41 条第 1 項の規定により浜田市個人情報保護審査会に諮問した。

### 3 異議申立人の主張等

- (1) 趣旨 本件処分を取り消し、訂正決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書をもって主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 本件公文書には、事実誤認及び未確認の情報が含まれており、公文書として不完全かつ信憑性のないものであることから、訂正すべきである。

イ 5 月 19 日（水）午前 9 時 30 分頃（勤務中、休暇中かは未確認）の部分について、次の理由により事実でないので「5 月 18 日（火）午後 2 時頃」へ訂正すべきである。

(ア) 平成 22 年 5 月 18 日（火）午後 2 時頃に市税務課を訪問し、市税務課職員（以下「対応職員」という。）と話をし、この内容について同日 23 時 52 分 55 秒送信の電子メールにより弁護士に報告した事実があること。

(イ) 対応職員は平成 22 年 5 月 18 日（火）午後から休暇を取得したということであるが、同日午後 3 時から市分庁舎での会に出席する予定とのことで、午後 2 時から午後 3 時までの間で話をしたので、休暇を取得した上で、会が始まる午後 3 時まで職場に在籍していたと思われること。

(ウ) 業務で使用する「〇〇〇〇〇」に、平成 22 年 5 月 19 日（水）午前 9 時 30 分の前後の使用記録（5 月 19 日 9 時 5 分 21 秒及び 9 時 44 分 34 秒。その他前後に操作履歴あり。）があり、また、〇〇〇〇〇〇〇の使用記録にも、午前 9 時 30 分の前後の使用記録（5 月 19 日午前 9 時 22 分 23 秒）があることから、同日午前 9 時 30 分頃に市税務課を訪問することは不可能であること。

(エ) 〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇〇の使用記録は自動的に記録されるので改変は不可能であること。

ウ 5 月 24 日午前 9 時頃（勤務中、休暇中かは未確認）以下の部分の記載について、次の理由により事実でないので削除すべきである。

(ア) 平成 22 年 5 月 24 日（月）は、〇〇〇〇〇の業務のために市税

務課に行ったものであり、〇〇〇の運行日誌によると、同日午前10時に出発し、午前10時25分に職場に戻っていること。

- (イ) 「新築住宅奨励補助金認定書を提出することを申し出に」の記載については、当該認定書は市産業政策課に提出するものであり、市税務課に申し出る必要はないこと。
  - (ウ) 市役所での滞在時間を考えると、新築住宅奨励補助金認定書を産業政策課に提出する時間はなく、また、当該認定書は昼休みに産業政策課職員に提出した確認も取っていること。
- (3) 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料

ア 平成22年5月19日の記載関係

- (ア) 2010（平成22年）年5月18日23時52分55秒付けの異議申立人が弁護士に対して送信した電子メールの写し
- (イ) 「〇〇〇〇〇〇との〇〇交渉記録」抜粋（平成22年5月18日14時すぎの市税務課担当者とのやり取りに関する記録）
- (ウ) 平成22年5月19日午前9時30分前後における「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」の使用記録の写し及び異議申立人の職員コード兼ユーザーIDの写し
- (エ) 平成22年5月19日午前9時30分前後における異議申立人の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の使用記録の写し
- (オ) 異議申立人の休暇・欠勤等届簿（平成22年5月18日13時から17時15分までの年休取得の記録）

イ 平成22年5月24日の記載関係

- (ア) 平成22年5月18日から26日まで分の〇〇〇運転日誌（車番〇〇〇）の写し（5月24日午前10時から午前10時25分までの異議申立人の使用記録）
- (イ) 平成22年5月24日の異議申立人のスケジュール帳の写し
- (ウ) 「〇〇〇〇〇〇との〇〇交渉記録」抜粋（H22.5.13、7.23、7.25の記録）

4 実施機関の主張

実施機関が本件処分に関して主張する要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 5月19日（水）午前9時30分頃（勤務中、休暇中かは未確認）の部分について

- ア 平成 22 年 5 月 19 日（水）の記載については、本件公文書を作成した同年 5 月 24 日に複数の税務課職員に確認をし、記載したものである。
  - イ 午前 9 時 30 分頃の記載については、若干の時間のずれは考えられるものの、午前と午後の記載誤りは考えにくい。
- (2) 平成 22 年 5 月 24 日（月）午前 9 時頃（勤務中、休暇中かは未確認）以下の部分の記載について
- ア 平成 22 年 5 月 24 日（月）午前 9 時頃の記載については、上司の指示で即時に作成したものであるもので、若干の時間のずれは考えられるものの、記載事項に間違いはない。
  - イ 「新築住宅奨励補助金認定書提出することを申し出に來られた」の記載については、当該認定書を産業政策課に提出するために家屋の平面図が欲しい旨を申出に來られた意味での記載である。
- (3) 上記の理由から、本件処分は、妥当である。

## 5 審査会の判断

- (1) 自己に関する個人情報の訂正請求権について
- ア 条例第 27 条第 1 項において、何人も、実施機関に対して公文書に記載されている自己に関する個人情報に事実の誤りがあるとき、その訂正を請求する権利を行使できる旨を明らかにしている。
  - イ 自己に関する個人情報の記録の訂正が認められるのは、個人情報の内容が事実でない場合であり、客観的な正誤の判定になじむ事項に誤りがある場合に限られるものである。
  - ウ 条例第 28 条第 1 項により訂正請求は条例に定める事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならないとされ、かつ、同条第 2 項において、訂正請求者には、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料の提出又は提示、いわゆる「証明責任」が課されていると解される。
- (2) 本件公文書及び本件個人情報の原記載について
- ア 本件公文書は、実施機関が市民から寄せられた賦課に係る疑義等のうち、特に職員間で情報の共有が必要と判断される案件について、後年の記録として保存するために作成するものであると認められる。
  - イ 本件公文書及び本件個人情報は、異議申立人が平成 22 年 5 月 19 日（水）午前 9 時 30 分頃及び同月 24 日午前 9 時頃に実施機関の窓口





頃から同 10 時 30 分までの間に同人の事務所と市税務課を 2 往復するという行動が合理的な行動とは考えにくい。

以上により、当委員会は、異議申立人の主張に、より合理性があるとの判断に達した。

また、「新築住宅奨励補助金認定書提出することを申し出に來られた」の記載については、第 3 号サの事実から、実施機関も認めるとおり明らかに誤解を生じさせる記載となっている。原記載は当該認定書を産業政策課に提出するために家屋の平面図が欲しい旨を申し出に來られた意味での記載であるという実施機関の説明については、当委員会はその真否の確認ができないことは前述のとおりであるが、そもそも当該記載は、賦課そのものに係る内容ではなく、第 2 号アに記載した本件公文書の性質から、記録の必要のない内容であるといわざるを得ない。

- (6) 以上のとおり、本件処分は妥当であったと判断できるものの、審査の過程において、当審査会に対して、異議申立人から訂正を求める内容が事実に合致することを証明する資料が提出され、その主張には合理性があると認められることから、審査会の結論のとおり答申する。

(参考)

諮問（第1号）に関する審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成 23 年 8 月 16 日	実施機関からの諮問書を受理
平成 23 年 10 月 27 日	・ 経過説明 ・ 口頭意見陳述 ・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
平成 23 年 12 月 22 日	・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
平成 24 年 2 月 2 日	答申案の検討
平成 24 年 2 月 17 日	書面審査（答申の決定）
平成 24 年 2 月 20 日	実施機関に対し答申書を提出

(参考)

浜田市個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
吉 塚 徹	島根県立大学名誉教授	会長
室 崎 武 子	人権擁護委員	職務代理者
亀 谷 利 幸	浜田市連合自治協議会	
名古屋 薫	司法書士	
寺 田 悟	行政相談委員	